

昭和三十二年政令第三百三十三号

首都圏整備法施行令

内閣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八百三十三号）の規定に基き、この政令を制定する。

（東京都の区域の周辺の地域）

（既成市街地の区域）

第二条 法第二条第三項の政令で定める市街地の区域は、東京都の特別区の存する区域及び武藏野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち別表に掲げる区域を除く区域とする。

（その他首都圏の整備に関する事項）

第三条 法第二十一条第一項第二号又の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 中央卸売市場の整備に関する事項

二 墓地及び火葬場の整備に関する事項

三 病院等の医療施設の整備に関する事項

四 文化財の保存のための施設の整備に関する事項

五 社会福祉施設の整備に関する事項

六 と畜場の整備に関する事項

七 駐車場の整備に関する事項

八 流通業務市街地における流通業務施設の整備に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、既成市街地、近郊整備地及び都市開発区域の整備のため特に必要と認められる施設の整備に関する事項

（首都圏整備計画）

第四条 首都圏整備計画のうち法第二十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分には、これらの事項について整備の基本方針及び事業の概要を定めるものとする。

（宅地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第五条 宅地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

一 主要な地区における宅地の造成計画及び整備計画に関する事項

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号から第五号までに規定する地域及び地区の配置に関する事項

（道路の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第六条 道路の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、主要な道路の路線網に関する事項とする。

（交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第七条 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

一 鉄道及び軌道のうち主要なもの路線網に関する事項

二 主として航空運送の用に供する公共用飛行場のうち主要ものの位置及び面積に関する事項

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾のうち主要ものの能力及び同法の規定による開発保全航路の整備計画に関する事項

四 ものの路線網に関する事項

五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）の規定による一般自動車ターミナルの建設計画に関する事項

（通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第七条の二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

一 郵便の役務を提供するための施設のうち主要ものの建設計画に関する事項

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号に規定する電気通信回線設備のうち主要ものの建設計画に関する事項

（空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第八条 公園、緑地等の空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。

一 公園及び緑地の総面積並びに公園及び緑地のうち主要ものの建設計画に関する事項

二 景観地区及び風致地区的配置に関する事項

三 広場、運動場その他の空地のうち主要ものの建設計画に関する事項

四 近郊緑地の保全に関する事項

（供給施設及び処理施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）

第九条 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三七年九月二八日政令第三七九号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
- 1 この政令は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百四十二号）の施行の日（昭和四十年一月一日）から施行する。
 下「改正法」という。附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。
- 附 則**（昭和四一年六月一日政令第一七一号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四二年一月六日政令第三号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四二年二月二日政令第一三号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和四四年六月一三日政令第一五八号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。
- 第一条** この政令は、法の施行の日（昭和四四年六月十四日）から施行する。
附 則（昭和四六年六月三〇日政令第二二一号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四七年九月二一日政令第三三六号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、首都圏整備法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十七年十二月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 （首都圏整備委員会が定めることとされている区域の告示）
- 2 この政令による改正後の首都圏整備法施行令別表において首都圏整備委員会が定めることとされている区域は、この政令の施行前に、首都圏整備委員会が定めて官報にこれを告示するものとする。
- 附 則**（昭和四九年六月二六日政令第二二五号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。
- 第一条** この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。
附 則（昭和五〇年一二月二七日政令第三八一号）
 この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。
- 附 則**（昭和五四年六月一一日政令第一七六号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（昭和五六八年八月三日政令第二六八号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。
附 則（昭和五六年一一月一七日政令第三三二号）
 この政令は、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日（昭和五十七年三月三十一日）から施行する。
- 附 則**（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

- 附 則**（昭和六〇年九月二七日政令第二六九号）
 この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年十月一日）から施行する。
- 第一条** この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則（平成五年一一月八日政令第三五四号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十一月十日）から施行する。
附 則（平成一一年五月二八日政令第一六五号）抄
 この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。
- 第一条** この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
附 則（平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
附 則（平成一二年六月七日政令第三一二号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十五年七月二四日政令第三二九号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成一五年八月一日政令第三五〇号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成一五年二月三日政令第四八三号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年二月三日政令第四八七号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成一五年二月三日政令第五一六号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十六条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附 則（平成一五年一二月二五日政令第五五五号）抄
 （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年四月一日) から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一七年五月二十五日政令第一八二号)

(施行期日) 第一条 この政令は、景觀法附則ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十七年六月一日) から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二一日政令第三七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七六号)

(施行期日) 第一条 この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。

附 則 (平成二二年三月二十五日政令第四一號) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一八一號) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。) の施行の日 (平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表

市名	区域
横浜市	三鷹市
神奈川区	北野一丁目から四丁目まで、新川一丁目、中原一丁目、二丁目及び四丁目並びに大沢一丁目から六丁目までの区域並びに新川四丁目、中原三丁目及び大沢一丁目のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
港南区	野庭町及び日野町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
保土ヶ谷区	新井町及び上菅田町の区域並びに今井町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
旭区	今宿西町、大池町、金が谷、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、桐が作、笹野台、下川井町、善部町、都岡町、中尾町、中希望が丘、東希望が丘、南希望が丘及び矢指町の区域並びに今川町、今宿町、柏町、さちが丘、白根町、中沢町、二俣川一丁目及び南本宿町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
磯子区	水取沢町及び峰町の区域並びに上中里町及び栗木町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
金沢区	野島町の区域並びに朝比奈町、乙艤町、釜利谷町及び六浦町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域
港北区	牛久保町、大棚町、勝田町、北山田町、すみれが丘、茅ヶ崎町、中川町、東山田町及び南山田町の区域並びに新吉田町及び新羽町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域

緑区	(青砥町、青葉台一丁目及び二丁目、市ヶ尾町、美しが丘一丁目から五丁目まで、梅が丘、荏田町、榎が丘、大熊町、大場町、折本町、恩田町、上山町、上谷本町、鴨志田町、川和町、北八湖町、鉄町、黒須田町、小山町、桜台、さつきが丘、寺家町、下谷本町、しらとり台、台村町、田奈町、たちばな台一丁目及び二丁目、千草台、つつじが丘、寺山町、十日市場町、長津田町、中山町、奈良町、成合町、新治町、西八湖町、白山町、藤が丘一丁目及び二丁目、松風台、三保町、もえぎ野、元石川町並びに若草台の区域並びに池辺町、鴨居町、川向町、佐江戸町及び東方町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域)
戸塚区	(飯島町、和泉町、岡津町、影取町、笠間町、鍛冶ヶ谷町、桂町、金井町、上飯田町、上郷町、公田町、小菅ヶ谷町、小雀町、下飯田町、新橋町、田谷町、長尾台町、中野町、原宿町、東俣野町、深谷町及び俣野町の区域並びに上矢部町、川上町、汲沢町、品濃町、下倉田町、戸塚町、中田町、長沼町及び名瀬町のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域)
瀬谷区	川崎市
高津区	(鷺沼二丁目及び四丁目の区域並びに菅生、平、長尾、向ヶ丘、土橋、有馬、野川、宮崎、鷺沼一丁目及び三丁目並びに久末のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域)
多摩区	(寺尾台一丁目及び二丁目、三田一丁目から五丁目まで、高石、百合丘一丁目から三丁目まで、細山、千代ヶ丘一丁目から七丁目まで、金程、上麻生、片平、五力田、古沢、万福寺、栗木、黒川、下麻生、王禅寺、早野並びに岡上の区域並びに菅、上布田、登戸、宿河原及び生田のうちそれぞれ国土交通大臣が定める区域)
川口市	上青木町二丁目から五丁目まで、前川町一丁目から四丁目まで、赤井、東本郷、蓮沼、江戸袋、前野宿、東貝塚、大竹、峯、新堀、榛松、根岸、在家、道合、神戸、木曾呂、東内野、源左衛門新田、石神、赤芝新田、西新井宿、新井宿、赤山、芝中田町一丁目及び二丁目、芝新町、芝、伊刈、柳崎、小谷場、安行原、安行領家、安行慈林、安行、安行吉岡、安行藤八、安行吉蔵、安行北谷、安行小山、安行西立野、戸塚、西立野、長蔵新田、久左衛門新田、藤兵衛新田、行衛並びに差間の区域
備考	この表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十七年九月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。